

令和3年3月
勝浦市議会定例会会議録（第7号）

令和3年3月18日

○出席議員 15人

1番 鈴木克巳君	2番 狩野光一君	3番 渡辺ヒロ子君
4番 照川由美子君	5番 戸坂健一君	6番 磯野典正君
7番 久我恵子君	8番 寺尾重雄君	9番 松崎栄二君
10番 丸昭君	11番 佐藤啓史君	12番 岩瀬洋男君
13番 黒川民雄君	14番 岩瀬義信君	15番 末吉定夫君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 土屋元君	副市長 竹下正男君
教育長 岩瀬好央君	総務課長 平松等君
企画課長 長田悟君	財政課長 植村仁君
消防防災課長 神戸哲也君	税務課長 齋藤恒夫君
市民課長 岩瀬由美子君	高齢者支援課長 元吉宏行君
福祉課長 軽込一浩君	生活環境課長 山口崇夫君
都市建設課長 川上行広君	農林水産課長 大森基彦君
観光商工課長 高橋吉造君	会計課長 土屋英二君
学校教育課長 吉野英樹君	生涯学習課長 屋代浩君
水道課長 大野弥君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 吉清佳明君	議会係長 原隆宏君
------------	-----------

議事日程

議事日程第7号

第1 議案、陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

（予算審査特別委員長）

議案第16号 令和3年度勝浦市一般会計予算

議案第17号 令和3年度勝浦市国民健康保険特別会計予算

議案第18号 令和3年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算

議案第19号 令和3年度勝浦市介護保険特別会計予算

議案第20号 令和3年度勝浦市水道事業会計予算

(総務文教常任委員長)

議案第3号 勝浦市長の給与の特例に関する条例の制定について

議案第4号 勝浦市個人情報保護条例及び勝浦市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 勝浦市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 勝浦市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 令和2年度勝浦市一般会計補正予算

(産業厚生常任委員長)

議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 勝浦市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 令和2年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

議案第14号 令和2年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第15号 令和2年度勝浦市介護保険特別会計補正予算

陳情第1号 75歳以上の医療費窓口負担について原則1割負担の継続を求める陳情

第2 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第21号 令和2年度勝浦市一般会計補正予算

第3 諮問上程・説明・質疑・採決

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見求めることについて

第4 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第1号 議会の議員の議員報酬の減額に関する条例の制定について

第5 報告

報告第1号 専決処分の不承認に伴う措置について

開 議

令和3年3月18日(木) 午前10時開議

○議長(黒川民雄君) おはようございます。ただいま出席議員は15名全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知を願います。

議案、陳情上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（黒川民雄君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第16号 令和3年度勝浦市一般会計予算、議案第17号 令和3年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第18号 令和3年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第19号 令和3年度勝浦市介護保険特別会計予算、議案第20号 令和3年度勝浦市水道事業会計予算、以上5件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。寺尾予算審査特別委員長。

〔予算審査特別委員長 寺尾重雄君登壇〕

○予算審査特別委員長（寺尾重雄君） 議長より指名がありましたので、今期定例会において、予算審査特別委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要を報告いたします。

当予算審査特別委員会は、付託されました議案5件を審査するため、去る3月12日、15日及び16日の3日間、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長並びに関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

審査の結果、議案第16号 令和3年度勝浦市一般会計予算、議案第17号 令和3年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第18号 令和3年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第19号 令和3年度勝浦市介護保険特別会計予算、議案第20号 令和3年度勝浦市水道事業会計予算、以上5件について、全員賛成で、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、審査の過程において各委員から質疑、意見、要望等が出されましたので、その主なものを申し上げます。

一般会計の歳入予算においては、御宿町からの学校給食業務受託負担金についてただしたところ、運営経費と賄材料費に分け、運営経費は、保護者負担分の賄材料費を除く全ての経費を両市町の小学校児童、中学校生徒、こども園、保育所園児の人数割合により、御宿町の負担金額を算出している。

令和3年度の負担割合は、勝浦市が約78%、御宿町が22%の見込みである。賄材料費は、御宿町における児童、生徒、教職員等の年間の食数掛ける単価の実績金額が負担金額となるとの答弁がありました。

また、歳出予算において、若者等定住促進事業の要件緩和についてただしたところ、住宅取得奨励金について、夫婦のどちらかが市外から転入しなければ適用にはならなかったが、夫婦両方が勝浦市内に住所がある場合であっても、交付の対象とする方向で考えているとの答弁がありました。

高齢者タクシー利用料助成事業については、多くの質疑、意見があり、令和2年度の実証実験の結果を受け、令和3年度、4年度の実証実験期間についての検証についてただしたところ、遠距離の方でも利用ができればすいように、1回の利用に1枚の使用枚数の制限を撤廃し、対象者を増やし改良した。福祉政策の一環として、高齢者の外出支援、経済的負担を減らす目的である。

また、実証実験期間については、2年間ではなく、1年間の実証実験期間を経て判断をしてい

きたいとの答弁がありました。

地域格差があり、公正、公平性についてただしたところ、公共交通、デマンドタクシー等、地域の交通ネットワークとあわせ、総合的に利便性を含めて検討し、改良したいとの答弁がありました。

ごみ袋販売補助事業についても、多くの質疑、意見があり、独占禁止法に抵触はしないかただしたところ、製造事業者に補助金を入れて一律に金額を下げることは、問題はない。販売の価格を指示することは違反となることを公正取引委員会に確認したとの答弁がありました。

システム上の制度に問題があり、証紙を下げることや配布等、もう一度立ち止まり、改めて検討する必要があるのではないかとただしたところ、近隣並みの代金に近づけたいことが趣旨であり、引き下げ方法については、いろいろなことが懸念されるため、来年度、早急に実施するのではなく、いろいろな方法を十分に検討し、また議会に諮りながら、承認をいただいて実行していきたいとの答弁がありました。

地域おこし協力隊活用事業についてただしたところ、今現在、既にロケーション対応と朝市活性化に係る2名を委嘱しているが、移住定住に係る業務を行っていただき、来年度は、さらに3名を加え、DMOの活動を事務局と一緒にを行う人材の募集を考えている。最終的には、地域おこし協力隊の方が勝浦市内に住んでいただき、観光事業に強力な推進役となってもらうことが理想であるとの答弁がありました。

学校給食費補助事業の目的についてただしたところ、第4次実施計画の子育て支援を目的に計画を進め、令和2年度は検討、令和3年度は中学生補助を計画していたが、新型コロナウイルス感染症状況を受け、2年度は国の交付金を使い対応した。3年度もコロナの状況は終息が見込めないため、市民の生活が懸念されていることから、子育て世代の家庭への生活支援対策として対象を広く考え、小中学校の半額としたとの答弁がありました。

また、一般財源を投入することで、経常経費となることについてただしたところ、当初予算では一般財源としているが、今後、第3次新型コロナウイルス特例交付金が活用できるように協議していく予定であるとの答弁がありました。

上水道高料金対策事業及び特別会計における水道事業会計の県補助金、一般会計補助金についてただしたところ、第4次実施計画では、値下げの内容で計上したが、令和2年度に平成31年度決算が確定したことにより赤字となり、厳しい財政見通しが示され、新型コロナの影響で、水道料金収入も厳しく推移している。現在の水道会計の状況、今後の見通しを考えると、水道料金の値下げは、事業経営に大きな支障が生じるおそれがあり、これ以上の使用者負担を求めることなく、水道事業会計の健全化を維持し、事業運営に支障を生じさせないためとの答弁がありました。

また、基本料金半額免除の継続についてただしたところ、料金収入が減ることによって、純損失が見込まれ、補助金を使って健全化を図ろうとするもので、使用者の水道料金が下がることはなく、予定どおり3月で終了する。赤字が続く見通しから、料金を改定し、値上げをしないと、事業会計が維持できなくなるとの答弁がありました。

今後の補助金の見通しについてただしたところ、令和5年度までは、平均4,200万円の赤字が見込まれ、毎年2,500万円を目安に、一般会計繰り出しを財政当局と協議していきたいとの答弁がありました。

以上を申し上げまして、予算審査特別委員長の報告を終わります。

○議長（黒川民雄君） これより、委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） 今、委員長報告で、ちょっと私の懸念している部分は報告の中にあつたので、おおむね了解しましたが、2点、改めてお伺いしておきたいのが、給食費の問題ですね。

給食費の今、委員長報告の中でも、今年度の予算は一般財源から対応して、半額補助をするというこの報告がありました。その一般財源について、今後、予定されるコロナ対策費、国からの交付金が来た場合には、一般財源で今、対応しているけど、コロナ交付金のほうに切り替えていくというようなことで、受ける市民の側については、何ら変更はありませんが、市として、この一般財源というものは、一般財源でやるということが市長公約の実現になる。コロナ対策は市長公約ではなく、対策としてやるのであるから、そこが、コロナ対策でやるという場合は、市長公約ではなくなるというふうに私は解釈するんですが、そういうことについて、委員の方から、似たような質問があつたかどうかだけでいいです。あつたとしたら、どんな内容だったのか、一度、確認をさせてください。

また、水道料金については、水道事業会計の問題から高料金対策を使うと、これは本会議質疑でもありました。今回、半額補助が終了するというのも、説明を受けています。ただ、これが、市民側からすると、今まで半額補助していたのがなくなるということは、もとに戻るということは、負担が増えるというような解釈になろうかと思えます。その辺について、委員の方から、今の私の質問のようなことがあつたのかどうかだけの確認で、お願いします。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。寺尾予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（寺尾重雄君） まず1点目の給食費については、確かに財源の市長公約との問題の話はあつたんですけど、コロナ対策の中の勝浦市の財源として、教育課長のほう、また教育長のほうも、この辺の推移は、やっていく中で、市長公約とは別に、財源的にその辺を確保しながら、生徒の食費の半額、その辺で、方向性を出した状態です。

そして、水道料金について、確かに2,500万円、先ほど報告の中であれして、今回、基本料金の半額の問題あつたんですけど、運営上、水道料金の、水道事業としての運営上、どうしても赤字の見込みが多くなるんで、それが市民のほうに回らないという話、それは水道事業。

そして委員のほうから、先ほどの件、踏まえて、市長公約であれば、広報じゃなくて、それは市長の公約の、例えば後援会とか、その辺で出すべきじゃないのかという意見が出てきました。そこで、確かにその辺の結論は私のほうも、先ほどの報告の話の中で、落ち着いた状態だと認識しております。以上です。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第16号 令和3年度勝浦市一般会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛

成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（黒川民雄君） 起立全員であります。よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第17号 令和3年度勝浦市国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第18号 令和3年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第19号 令和3年度勝浦市介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第20号 令和3年度勝浦市水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第3号 勝浦市長の給与の特例に関する条例の制定について、議案第4号 勝浦市個人情報保護条例及び勝浦市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 勝浦市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 勝浦市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 令和2年度勝浦市一般会計補正予算、以上5件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。戸坂総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 戸坂健一君登壇〕

○総務文教常任委員長（戸坂健一君） 議長より御指名がありましたので、今期定例会において、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要を御報告いたします。

当総務文教常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る3月10日、委員会を開催し、執行部より市長、副市长、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第3号 勝浦市長の給与の特例に関する条例の制定について、議案第4号 勝浦市個人情報保護条例及び勝浦市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 勝浦市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 勝浦市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 令和2年度勝浦市一般会計補正予算、以上5件につきましては、議案第4号、議案第6号及び議案第7号、以上3件につきましては全員賛成で、議案第3号、議案第12号、以上2件につきましては賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、総務文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（黒川民雄君） これより、委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。磯野典正議員。

○6番（磯野典正君） それでは、総務文教常任委員会の委員長報告に対して、2点ほど質問させていただきます。私は委員会の傍聴をさせていただいておりましたが、何点か聞き取りにくかった部分がありましたので、御質問させていただきます。

議案第12号の一般会計補正予算の中で、商工費の（仮称）かつうら海中公園再生計画事業の質疑の内容についてお伺いいたします。これについては、本当に多くの委員の方から議論がされておりました。委員長、お疲れさまでございました。

2点あります1点目、多くの委員の方が、この施設の計画をする際に、温泉とか温浴、足湯といった質疑や提案がされておりました。今後の実施設計に向けて、提案された内容を検討されるという回答は、市長や担当課長からありましたでしょうか。まず1点目はそこです。

2点目ですが、この委員会の中で、戸坂委員長自らが最後に質問されました。再生計画全体予算は16億円で、最終的にどのような施設を計画しているか。また、その計画は、いつ頃、市民に説明するかという質問に対しての答弁が、ちょっと聞きにくかったので、その2点、お聞かせください。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。戸坂総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（戸坂健一君） お答えをいたします。まず1点目ではありますが、委員会の中

で、設計事務所のほうから提示をされました基本設計図をもとに、様々な議論がなされました。原案であるA案については、1階がカフェと物販施設、2階が露天開放型の温浴施設とサウナということで、当初はあったんですけども、これについては全員説明会の段階から、また委員会の中でも賛否両論がありまして、2階部分を一部、屋内施設とガラス張りにする等のB案についても、委員会の中では相当数、議論がなされました。

それに対して執行部からは、予算が承認されれば、改善案であるB案をもとにして、委員からの意見については検討の上、実施設計の段階で、可能な限り反映させていくという御答弁がありました。

2点目の質問であります。長田企画課長のほうから御答弁いただきましたのは、16億円については、あくまで概算という御答弁でありました。地方創生拠点整備交付金を使うという中で、国との様々な調整をする段階で、単年度の補正予算でできる期間、できる事業ということで、今回は4億円。16億円を4つに割れば、4億円ずつ請求はできるということで、ビクターセンターについては、県が解体をするということ。また、地方創生拠点交付金をどう使うかについては、現時点では、担当課のほうでは明確な答えができませんという答弁でありました。

その後、市長のほうから、全体計画をいつ示せるかという御質問に対しては、とにかく単年度でできる事業をやらせていただくということに全力で集中をしたいということで、御答弁がありました。また、その結果を次の展望に踏まえていけたら、よいのではないかとということで、今のところは、まだ全体像は見通せませんがということで、今、目の前にある計画を完璧にして、成果の上がる施設にすることに全力を尽くしますという御答弁がありました。以上です。

○議長（黒川民雄君） ほかに、質疑ありませんか。磯野典正議員。

○6番（磯野典正君） 承知いたしました。1点目の件は、それ以上、委員長に聞いても、お答えできる内容ではないのかなというふうに思いますので、結構です。

2点目ですけども、課長からは、単年度でできること、できる期限でということで、これについても課長からは、私のほうから明確に、それはそうですよね、課長から言えるものではないかなと思います。

そして市長からは、単年度でできる事業を全力で集中して、その後の成果とか踏まえて、次の展望になればいいなというような答えだと。今のところは、まだ先が見えませんという全体の構想がない。しかしながら、2億円の交付金は、令和4年3月31日までに使い切らなければならない。それができたら、成果を踏まえて、次の展望という内容だと思うんです。

委員会では賛成多数ということでありましたが、最後にお聞かせいただきたいんですけども、戸坂委員長が、わざわざ質問をされました。委員長が質疑するということは、なかなかないのではないかなと思いますが、そんな中で、海中公園の再生計画の事業費に対し、質問された理由は何かあったのでしょうか。お聞かせください。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。戸坂総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（戸坂健一君） お答えをいたします。理由ということです。私からは、御指摘のとおり、かつうら海中公園再生計画事業について、全体的なスケジュールについて、お伺いをいたしました。

その理由としては、この計画を市議会で承認するのであれば、やはり市民の皆さんにも全体計画、この計画の全体像を示す必要があると考えたからであります。また、市議会に対して、今後

どのような形で、複数の事業が提案されてくるのかについても伺いました。これも同様の理由であります。以上です。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。狩野光一議員。

○2番（狩野光一君） 私も議案第13号 令和2年度一般会計補正予算案の43ページ、（仮称）かつうら海中公園再生事業計画案、こちらに関する審議について、端的に2点ほど、お尋ねをしたいと思います。

市の事業の背骨となっております勝浦市総合計画、今、第4次実施計画の最中ですが、本事業と、この総合計画との整合性に関わる言及は、委員会の中ではございましたでしょうか。あれば、どのようなものであったか、お聞かせいただきたいと思います。

もう一点、本事業によって発生する市債の償還について。一定の年数が経過した後は、間接的な当事者となるのは、子供たちです。子供たちの負担、将来に与える影響について、関連する質疑等ございましたでしょうか。あれば、その内容について、お聞かせいただきたいと思います。以上です。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。戸坂総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（戸坂健一君） お答えをいたします。少々お待ちください。議事録が膨大なもので。

まず1点目です。総合計画との整合性について、委員会内で質疑、討論はあったのかということですが、これについて、総合計画との直接の整合性についての議論はなかったと思います。ありませんでした。

また2点目の、本事業についての市債等々、とにかく将来の負担についての議論であります。これについては、委員の中から、将来にわたってのランニングコストを明確にして、今後の課題にしてほしいということで、御質問がありました。これについて、執行部からの答弁としては、その辺もしっかりやっていくという御答弁があったかと思えます。以上です。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。磯野典正議員。

〔6番 磯野典正君登壇〕

○6番（磯野典正君） それでは、私からは、議案第12号 勝浦市一般会計補正予算について、反対の立場で討論させていただきます。

今回の補正予算には、継続費の補正、繰越明許費、また歳入歳出予算では、重要な補正がされており、本来であれば、賛成すべき補正予算であります。商工費の（仮称）かつうら海中公園再生整備事業に関わる設計、工事監理費、工事費の4億円が、どうしても、私の中では納得のできる補正予算ではないことから、反対の立場で、この場に立たせていただいております。

この事業費4億円のうち2億円は、国の地方創生拠点整備交付金を活用し、勝浦市は、事業費の半分の2億円を起債し、20年で償還されるという計画とお聞きしております。

そもそも、地方創生拠点整備交付金は、どのような事業に活用されている交付金であるのか。私は自分なりに調べさせていただきました。内閣府の資料を確認していきますと、ある自治体で

は、廃校を活用した次世代技術実証フィールド整備事業。また、“暮らす・学ぶ・移る”「山村留学の里」推進事業、また、農業者所得向上のための加工販売拠点整備事業などなど、大小いろいろな事業に取り組んでいる事例を拝見いたしました。いずれも課題解決型の事業であります。

勝浦市の取り組むべき課題は一体何でしょうか。この交付金を活用して、温浴施設を建設することなのでしょうか。勝浦市は人口減少、高齢化、若者の流出、産業の衰退、財政縮小といった課題が山積しています。その解決を進めていくにあたり、新たな人材確保やICTの活用、オンライン診療や、公共交通機関の自動運転化、再生エネルギーの活性化など、時代の変化に対応した課題解決をし、この勝浦市だからできる価値を創造すべきだと私は考えます。

現在の勝浦市の財政状況や今後の人口の推移などを鑑み、持続可能な勝浦市運営をしていくために、本当にこの施設の建設が必要なのか。もっとほかの事業に活用すべき補助金ではないのかと強く思っております。

議会では、昨年11月にこの事業の最初の説明を受け、2月に石井建築事務所の鈴木社長から、工程や施設の内容を説明いただきました。その後、今議会の中で質疑や、委員会での質疑がされました。私は、説明を聞けば聞くほど、この施設を現段階で着手すべきではないというように思うようになりました。

今回は、あくまで第1次計画の休憩所を解体し、温浴施設の建設。次に、県のビジターセンターを解体し、別の建物等を建設する予定と聞いております。最終的な計画では、4期行う事業と伺っております。総額16億円、その半分は勝浦市が負担することになります。

先ほど、戸坂委員長から答弁をいただきましたが、これだけの事業を行うに際して、市長からの答弁は、単年度でできる事業をとにかくやらせていただく。その後の成果とかを踏まえて、次の展望になればいいなど。今のところ、先は見通せません。目の前にあるものを完璧にして、成果の上がる施設にすることに全力を尽くしていきたいという答弁。

先が見えない16億円もの事業に、本当に着手してよろしいのでしょうか。それを市長は市民にどのように説明されるのでしょうか。交付金をいただけるのは、本当にありがたい話かもしれませんが。工期は来年の3月31日。かなり厳しい工程での工事になってくるでしょう。補助金ありきの工事ではなく、本当に必要な施設と市長が考えるのであれば、もっと議論を重ね、事業を進めるべきであると強く思います。

この勝浦市の価値を創造するときに、私は箱物ではなく、ごく自然な勝浦の魅力をどのように情報技術と共有し、提供できるかではないかと思っております。

どうか議員の皆様方におかれましては、改めて賛否を検討していただき、補助金ありきの事業推進ではなく、将来を見据えた事業推進のために一度立ち止まり、再度、議論を重ねていただければ幸いです。

○議長（黒川民雄君） ほかに討論はありませんか。照川由美子議員。

〔4番 照川由美子君登壇〕

○4番（照川由美子君） 私は、議案第12号 令和2年度勝浦市一般会計補正予算について、賛成の立場で討論いたします。

本議案は、民生費において、ひとり親家庭等医療費等助成事業におけるシステム改修経費、衛生費においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業における衛生器材及び備品購入に係る経費が盛り込まれ、教育費においては、糸久八重子氏からの寄附金を財源とする郷土資料室

の設置に係る経費を計上。子育て支援や、安心安全な市民生活につながる経費。また、郷土資料の保存と活用のための予算が計上されています。

特に、商工費の（仮称）かつうら海中公園再生計画事業は、滞在型観光施設整備に係る設計、工事監理及び工事費の計上であります。

東洋一の海中展望塔があるかつうら海中公園は、夏の海水浴シーズンに観光客が偏りがちな勝浦市にとって、年間を通して観光客を受け入れることができる大事な観光施設の一つだと思えます。しかし、かつうら海中公園も、昭和55年の完成以来、41年の歳月を数え、集客力においても、来場者の数が減少傾向にある状況にあります。リアス式海岸の美しさや、大駐車場を含む希有な立地条件を生かすべく、活性化の道をどう切り開き、どのようにしたら集客力を上げることができるのか。議員それぞれが、観点は異なりまじょうが、本市観光の大きな課題であるとの認識は、共有しているものと思われまじょう。

今回の（仮称）かつうら海中公園再生計画事業は、1階がカフェテラスと足湯。2階が温浴施設であり、目の前に海中展望塔、太平洋を一望できるオーシャンビューの立地です。先ほど、多岐にわたる視点での反対討論がありました。そこで指摘された全体構想やリスクを理解しながら、それを超えて、賛意を示す理由を申し上げます。

1、オーシャンビューの温浴施設とカフェテラスは、海との一体感を味わえ、若者にとって大きな魅力となり、本市活性化の起爆剤になり得ること。

2、周辺地域や市内に住む人々にとっても、リフレッシュの場となり得ること。また、移住してきた方々の楽しみともなり、市民の健康増進面でも寄与できること。

3、この事業実施により、勝浦の魅力をさらに引き出すことができる可能性が高いこと。具体的に申し上げますと、通称めがね岩の尾名浦から始まり、地質学上貴重な黒滝層、文学散歩できる鶴原理想郷、ダイビングスポット等、臨海ラインを生かした体験型観光への拠点となり得ることです。

前段者が示しました反対討論の視点は、皆さん、少なからずお持ちかと思えます。しかしながら、私はこの数年、この課題を考え続けてきましたので、課題解決の案件でもあるという判断をいたします。ここで歩みを止めることが、果たして本市のためになるのでしょうか。この1年、コロナ対策で厳しい状況の中、つかんだチャンスを生かし、タイトな日程ではありますが、懸命に進めてきた事業を止めて、この後で、本当に本市活性化の道が開けるのでしょうか。すぐさま実行しなければならない数々の補正を後送りすることも、市民にとって不利益なことです。

観光の課題を初めて調べたとき、海中公園付近の観光計画がここ20年近く、全く進んでいない状況を知りました。実行したくとも、これまで様々な要因でなし得なかったことを考察すれば、国が支援予定しているこのチャンスを生かすべきなのではないでしょうか。種をまかずして、芽を出すことは絶対にありません。今、予算はかかっても、国や県の支援を受けながら、種をまくときであると考えまじょう。実施したときの不利益は推測できなくはないが、実施しなかったときの不利益は、誰にも推測できません。リスクのない事業というものが、果たしてあるのでしょうか。箱物は危険と一くりにするほうが、未来を閉ざすことにもなりかねないのではないまじょう。

勝浦の子供たちにとって、これからも住み続けたいと思うような魅力ある勝浦市にしていく選択をするべきと考えまじょう。本事業は、まさに海中公園を再生できる事業だと思えますし、勝浦の観光、地域の活性化のためには、ぜひとも成功させなければならないと思えます。

これから検討しなければならない事項も、たくさんありますが、このような思いから、(仮称)かつうら海中公園再生事業は、勝浦市にとって重要な事業であると考えます。

以上、議案第12号 令和2年度勝浦市一般会計補正予算に対し、賛成の討論といたします。

○議長(黒川民雄君) ほかに討論はありませんか。狩野光一議員。

[2番 狩野光一君登壇]

○2番(狩野光一君) それでは私からは、議案第12号 令和2年度一般会計補正予算案について、非承認の立場で討論申し上げます。

非承認とする理由は、43ページ(仮称)かつうら海中公園再生事業計画事業、これに対する疑義が解消に至らない。この1点のため、議案全体の承認が不可能であることをまずは申し上げます。

本件のこれまでの経緯については、今までの議案説明、質疑、答弁を通じて、理解をしております。これだけタイトなスケジュールの中で、起案からプロポーザル、設計、提案と一連の手續に際して、執行部の皆さんが相当の努力をされていることは、容易に想像ができ、これを酌み取り申し上げたいという気持ちも少なくありませんが、主に2点の理由から、賛成との結論には至りませんでした。

1点目は、計画に対する議論がまだまだ浅いことです。説明会、議会の場だけでも、この計画、この施設をよりよいものとするべく、海水の使用であったり、税収を伴う温泉にしよう。あるいは女性向けの設計をと、数多くの前向きな提案がされていることから、まだまだ多くの案や意見があるものと思いますし、事業の性質上、また予算の規模からも、当然に有識者を含めた委員会等で深く検討・議論されるべきものと考えます。したがって、これも行われていない現段階においては、議論が十分に尽くされていると受け取ることは不可能です。

我々議員は、市民より、その議論を託された立場にあります。本件は、市民の血税による長年にわたる市債の償還を決定づける案件であり、その議論が十分になされていない段階で、これを決定することは、市民の負託に背くことにはなりませんでしょうか。

もう一点は、採算性に対する疑問と影響です。自分は当初、本案に示されている採算性の根拠となる数値については、かなり無理があると感じていました。そこで、自分を納得させる意味でも、提示された採算性を肯定できる情報がないかと、インターネット上ではありますが、類似施設の情報を多数検索してまいりました。結果的には、残念ながら、求めていた情報に行き当たることはできませんでした。メインの施設はもとより、バックヤードの充実、宿泊施設との併用、料金の設定、駐車場の完備、これらをもって比較すると、むしろ、本計画の利用者数の想定や、採算の想定に対する否定要素ばかりが浮上してくる状況です。

本件の採算性に関わる数値は、建設業者の示した数値を根拠に求められていると理解しています。さきの説明会において、建設業者に対し、過去に手がけた類似事例を質問しましたが、当該事業者にとっては初めての事例であるという回答であった。このことは出席の議員、皆さんが御承知のことと思います。

建設業者は、発注者の意向に沿った設計を行い、設計どおりの成果物を納入することが責務であって、その運用について深く関わったり、責任を負うことはないものと理解しています。もちろん、過去の経験に基づくアドバイスや提言はされるのですが、当該事業者の過去の経験は、さきに触れたとおりです。

このことから、提示された数値を精査することなく計算された採算性、これに基づく計画には、大きな危険が潜在していると言わざるを得ず、予定されている指定管理者契約において、委託費等の事業者の損失を補う条項が不可欠になってくるでしょう。これは、さきに取り上げた市債の償還に加えて、継続的に発生する費用となります。

では、これを誰が負担していくのでしょうか。いずれも長期間に及ぶものであり、これを間接的に負担していくその当事者は子供たちです。子供のいない自分が言うのもなんですが、親とは、子供の将来に立ちどころリスクがあれば、これを取り除いてあげようという気持ちになるものではないでしょうか。

勝浦市議会では一般質問や議案審議に際して、教育や福祉、保健衛生等々、様々な場面で、子供たちのこと、また、その将来を見据えた発言を多く伺います。これは勝浦市議会のよい特徴だと思っています。しかし、残念ながら、本件審議の過程では、さきの総務文教常任委員長報告にもありましたように、こうした目線の議論は少なかつたんだと思います。

同僚議員の皆様には、議案の向こうにいる市民の姿を感じながら、また目線を変えながら、本件について議論を継続していくことの必要性、重要性をぜひとも御理解いただき、残された時間はわずかではありますが、勇気ある御判断をお願い申し上げます。

海中公園を、より魅力的な勝浦市観光事業の拠点として再整備することについては、一片の異論もありません。むしろ、大いに進めるべきと考えておりますが、提案の計画については一度立ち止まり、しっかりとしたビジョンを築いて、それに基づいて深い検討を経て、それから再スタートすることが最良の方向であるとお訴え申し上げ、反対討論といたします。

○議長（黒川民雄君） ほかに討論はありませんか。渡辺ヒロ子議員。

〔3番 渡辺ヒロ子君登壇〕

○3番（渡辺ヒロ子君） 渡辺ヒロ子です。私は、議案第12号 令和2年度勝浦市一般会計補正予算について、賛成の立場で討論いたします。

本議案は、様々な事業において、貴重な補正となっております。特に、商工費、観光費、（仮称）かつうら海中公園再生計画事業は、次の理由で、推薦すべき事業と考え、賛意を表します。

理由1。私は、海中公園の監事として理事会に参加させていただく中で、海中公園が開設された当時の盛り上がりとは比べれば、確かにその来場者が激減しているとはいえ、それでも毎年10万人内外の来訪者があることを知り、海中公園には、まだ可能性があると感じました。そして現在、勝浦唯一と言っても過言ではない観光施設として、海中公園の再開発にすぐにでも真剣に取り組むべきと考えました。勝浦市にとって重要な武器である観光という資源を守るためにも、国から2億円の補助を得られる今こそ、それをチャンスとして、観光再開発の第一歩を進めなければならないと強く考えます。

どんな施設にするか。その検討に時間をかけたい。時間が足りないという思いは私にもありますが、これまでの説明の中で、自分の解釈ですが、国からの協力、援助は、今回スタートできることによって、2回、3回、4回と続くという期待があります。そして、市長おっしゃるところの、今回の計画は単年度の事業として尽力するというのは、今後の計画については十分に検討して、勝浦全体の観光再開発を目指すという内容だったと理解しています。このチャンスをただ茫然と流してしまうのであれば、勝浦再開発の希望も夢も、実現に至らなくなるのではないのでしょうか。

海中公園が完成して40年、これまで何度も再開発について提案され、計画されたと聞いています。でも、結局はできなかつた。実現につながる事がなかつた。それが今回、実現できるところまで来ています。それなのに、今それをストップさせてしまっているのでしょうか。今こそ、前に進めるべきだと思います。

確かにリスクはあるかもしれませんが。不安がないわけでもありません。であれば、そのリスクを最小限にとどめる努力をし、行政も議会も一致団結して、観光再開発の一步を今、前に進めなければならぬと考えます。勝浦が、また元気を取り戻す可能性を捨てないためにも、うまくいかない道を探ってストップするのではなく、歩みを止めないことこそが最重要だと考え、賛成の立場をとりました。

理由2。年間の勝浦への観光客30万人程度、そのうち約30%にあたる9万人が毎年、海中公園を訪れています。比較対象として、鴨川への観光客は年間80万人にも上ります。その80万人のうち、たとえ五、六%だけでも勝浦に引っ張れる力、魅力があれば、5万人近くの観光客が、もしそれが10%になれば、8万人の観光客が、勝浦を訪れる可能性が出てきます。

現状、勝浦市への観光客入込数は、鴨川市と比べてみても大きく劣っています。それだけの要素が、魅力が低いからにほかなりません。このまま成り行き任せに傍観していても、観光という、勝浦市にとって重要な資源の行き先は、後退はあっても、好転することはないでしょう。

だからこそ私は、国からの協力を得られる今こそ、リスクを最小限にして、勝浦の魅力を広くアピールできるチャンスにしたいと考えました。この施設は、そのきっかけとなる広告塔です。この施設に勝浦活性化の全ての責任を担ってもらおうということではありません。この施設だけで観光客を倍増させるということでもありません。あくまでも新しい観光の拠点として、この施設を始まりに、勝浦市の観光自体に付加価値をつけていきます。勝浦市は観光を武器にしていますが、それらの要素は小さな点でしかありません。釣り、磯遊び、潮干狩り、バーベキュー施設、そこからほかの観光スポットへつなげるための巡回バス、市内商店街や朝市とのコラボ企画、それをまち全体の活性化にどうつなげていくかについての検討会議を行い、今後、時間をかけて協議していくべきだと思います。その再開発のきっかけとなる施設としては、十分にアピール性があると私は思っています。

現状、勝浦は今、若い力が相当に欠けています。御存じのとおり、勝浦の人口減少率は高いものがあり、少子高齢化とあわせて、勝浦を支える一番の屋台骨が揺らいでいる状況です。市としても、移住・定住者を呼び込む努力をしています。そのきっかけを後押しするためにも、まず観光の見直しが必要なのではないのでしょうか。人は一度訪れたまちに縁を感じるものです。移住・定住者を勝浦に呼び込むには、まず、その縁をたくさんの人に感じてもらう必要があります。そのためには、興味を感じてもらふ種がなければなりません。その種は多ければ多いほど、花が咲く可能性も広がります。しかも、それが生命力の強い種であれば、なおいいです。私は、この施設にその可能性を感じています。

しかし、それにはたくさんの人が、その花を咲かせよう。雨風から守ろうと力を合わせなければならぬ。それが私たち市議であり、市民の皆様です。市民の方々にも、同じようにその可能性を感じて、信じて協力いただくには、勝浦の魅力を自分たちが知り、信じられるようになることだと私は思います。

そのためには、ここで、勝浦が変わるかもしれない。勝浦を変えられるかもしれないと感じて

もらうことだと思えます。外からたくさんの方が勝浦を訪れるようになって、外の人から、勝浦の魅力を再確認させてもらうことだと考えます。今、そうなれるかもしれないチャンスをここで逃すことはできない。そう強く考え、賛成の立場をとらせていただきました。

以上申し上げましたとおり、議案第12号 令和2年度勝浦市一般会計補正予算、特に商工費、観光費（仮称）かつうら海中公園再生計画事業に関し、賛意を表し、賛成討論といたします。

○議長（黒川民雄君） 11時20分まで休憩いたします。

午前11時06分 休憩

午前11時20分 開議

○議長（黒川民雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに討論はありませんか。鈴木克巳議員。

〔1番 鈴木克巳君登壇〕

○1番（鈴木克巳君） ただいま議題となっている議案第12号 令和2年度勝浦市一般会計補正予算について、反対の立場で討論いたします。

これまで、3月議会に提案される補正予算の内容のほとんどは、年度末による最終補正であり、年度内に実施することを前提とした緊急的な事業や、予定した事業の完結により予算額を補正することが主たる内容であることから、議会開会の初日に提案し、質疑を経た後に、委員会審議を省略し、即日採決することが慣例となっておりました。

しかしながら、今議会に提案された令和2年度勝浦市一般会計補正予算には、初日だけの質疑では、その提案理由に対し審議を深めることができない（仮称）かつうら海中公園再生計画事業に係る歳入歳出予算が含まれており、歳入として、地方創生拠点整備交付金2億円と市債・観光施設整備事業債2億円の計4億円の計上があり、歳出として、観光費に（仮称）かつうら海中公園再生計画事業で総額4億円の歳出予算の計上が見込まれたため、慣例であった即日採決ではなく、補正予算を審議する総務文教常任委員会に諮ることとなったものであります。

この海中公園再生整備計画の予算以外については、コロナ禍という特殊な事情と状況の中での市政運営を余儀なくされ、その予算執行に対して、相当苦慮した経過が認められていることも事実ではありますが、あまりにも項目の繰越明許費については、考えなくてはならない今後の課題となります。

その中で、（仮称）かつうら海中公園再生計画事業について、本会議質疑及び委員会質疑において、その内容は少し出てきましたが、いまだに全容が明確にされておられません。

昨年12月議会の直前の11月27日の議員全員説明会で、海中公園施設開業から40年経過している中で、これまで具体的な改修計画が検討されていないにもかかわらず、突如として、改修の計画が示されました。

資料によれば、2020年7月17日に内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局に提出した「子々孫々かつうら再生計画」により、国からこの計画に対し、上限2億円の交付金を受ける予定とのことでありました。

説明によると、事業名を（仮称）かつうら海中公園再生計画とし、現在ある海中公園無料休憩所を取り壊し、新たな施設を建設するというものでした。

事業費は4億円。財源は、国における令和2年度補正予算分の地方創生拠点整備交付金約2億

円と、市一般財源及び企業版ふるさと納税で2億円とのことであり、その時点では、12月に地方創生拠点整備交付金を申請し、基本設計補正予算を計上するとの説明でしたが、交付金の申請書も提出していないのに、既に交付金があるからとの説明は不可解です。

その後、12月議会に基本設計に係る予算が計上され、可決し、具体的な事業に向けて準備されていくのではありますが、この時点では、再生計画の具体的な内容は、その後のコンサルタントを選定し、基本設計の内容を具体化するものと考えていました。

設計会社選定のプロポーザル参加受付は12月18日からであり、手続を経て、1月下旬には契約締結するという非常にタイトなスケジュールで行われ、参加したコンサル企業は4社で、契約した石井建築設計事務所以外は、勝浦市への指名参加の資格登録はなく、石井建築事務所においても、12月24日に入札参加申請を行い、市への登録は今年2月1日に行われています。

この問題をいま一度、整理しますと、我々議員に正式に説明があったのは、11月27日の議員全員説明会です。資料として、既に7月17日付で内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局に勝浦市長名で提出した「地方創生交付金制度を活用した勝浦市再生プロジェクトについて」と題した提案書とともに、子々孫々かつうら再生計画を長期的な展望に立ったイメージの絵図が添付されています。

この添付書類である勝浦再生計画には、海中公園の大規模リニューアルのメイン物件写真と、上空イメージ全体図及び再生計画に係る上空イメージとして、かつうらテラス計画の詳細な計画図により構成されています。

この計画イメージを作成するには、勝浦市には、これに係る予算が設定されていないことなど、市が作成したとは考えられないことから、12月議会での補正予算質疑で聞いたところ、副市長は、このイメージ図は昨年7月5日に、元内閣府特命担当大臣の片山さつき参議院議員が、勝浦ホテル三日月に来訪された際に、懇談の資料として提示したかつうら海中公園再生計画イメージ図をもとに、片山氏側の同意を終えて、これを参考に作成したと答弁しております。

その流れから、このイメージ図を作成するにしても、勝浦市としては負担する予算もない中で、市以外の関係者が相応なお金をかけ、コンサルが作成したものと考えられます。

さらに、7月5日に初めて提示があったとしても、わずか12日後の7月17日に勝浦市が、そのイメージ図とともに国に提出した提案書が作成されていること。市が作成したとされる勝浦再生計画の添付図面の最終ページには、熱海に負けない房総地域、首相官邸から熱海と勝浦それぞれへの所要時間が掲載されており、この内容で、なぜ熱海との比較なのか、不明な点が多々あります。

さらに、この計画を具体化するための手続として、プロポーザルを行うために策定したかつうら海中公園滞在型観光施設建設工事基本設計業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領にある企画提案書には、これまでのイメージとして、海の足湯テラスとの記載しかなかったものであるにもかかわらず、企画テーマ3で「過去に設計した温浴施設等の経験から学んだことについて」との記述が初めて記載され、本設計に取り込むことを基本としています。

これについて、本会議で確認したところ、副市長は、足湯だけでは集客が難しいので、私が温浴施設を提案したと答弁しています。何をイメージして、あの場所に温浴施設を建設しようとしたのか、全く理解できません。しかも、副市長の独断ですか。

この経過をもって、プロポーザルを実施し、結果として、熱海市に本社を置く株式会社石井建

築事務所が選定されることとなりますが、プロポーザルに提出した企画提案書にあるナンバー2、テーマ別企画提案書に記載されている通年利用可能な特別な場所、日常から解放された絶景の場所、かつうらテラスの表現や、かつうらテラスと命名した全体配置計画に図説したかつうらテラス配置計画は、既に7月に提案された子々孫々かつうら再生計画と、12月議会前の昨年11月27日の議員説明会で提示したかつうら海中公園再生計画素案として提出された内容が、ほぼ同一の内容であることに対して、何ら納得のいく説明が得られません。

このような経過を経て、株式会社石井建築事務所による設計が進み、2月24日に、基本設計の途中であるが、設計についての議員に対する説明会が、株式会社石井建築事務所社長鈴木氏同席で行われ、この時点で、温浴施設の設計、特に露天に対する施設管理やランニングコスト等の質疑応答があり、設計変更等、新たな提案を検討することとなりました。

その後3月5日には、さきの検討事項のうち、温浴施設の風雨対策のため、一部をガラス張りにすると変更案が示されましたが、使用する水の問題などは、水道水から変更はない状況です。

さらに、一番肝腎な温浴施設設置に関する営業の基礎である施設運営数値目標収支概算については、年間の休業なしの営業であり、営業開始から4年間においては、全て右肩上がりが増加するとの算定であります。初年度においての2階の温浴施設年間利用者数を3万2,850人、売上高は4,106万円。1階のカフェ・物販利用者数は6万2,050人、売上高8,067万円であり、合計での売上げは1億2,173万円となり、見込原価を引いた純売上げは、9,162万円。これに係るランニングコストは8,521万円で、641万円の利益を算出しています。

この数値についての明確な回答はない中で、本会議質疑では副市長から、副市長自身の試算では、令和元年の海中展望塔への来場者が8万1,000人あることを基本とする温浴施設効果も含め、新施設の利用者は6万人が見込め、1人当たりが使うお金は、2,050円と試算し、1億2,300万円の売上げが見込めるとの答弁がありました。この算出根拠について、信用性は全くないと言っても過言ではありません。しかも、年間360日の営業として、雨天、荒天、強風などの自然現象による営業できない日については、何ら検討がされていない状況であります。

また、会社社長同席の説明会や、議会本会議での質疑においての質問は、建設されることを前提に、その機能や施設状況、使用する水の問題など、海水使用や温泉水使用での対応や、変更設計についての質問が中心となっており、この施設建設が今後の勝浦市のために必要かは、あまり議論されない中において、この施設建設の目的について、市長も副市長も、国からの支援金を有効に使う手段として、勝浦の観光の中心的な施設を建設し、すばらしい自然環境と時代にマッチした観光拠点として、すばらしいものになると意気込んでいますが、この施設を中心として、勝浦の観光の起爆剤にするとしていることについては、そのためのロードマップも明確にされない状況の中で、説得力は全く感じられません。

この海中公園は、勝浦市の観光施設の中心的役割を担うものであると思いますが、これまでの40年間において、リニューアル対策に手をつけていないものを、国から2億円の交付の約束を取り付けたので、施設建設を行うとの決定は、これを容認できるものではありません。

本当の意味で、今後のかつうら海中公園の在り方を検討する時期ではあると思います。海中公園は、千葉県、新勝浦市漁協と勝浦市が出資母体であり、一般財団法人千葉県勝浦海中公園センターが運営母体であることから、理事長である市長が先頭に立ち、今回の事業を敢行するのではなく、来年度より新たに本当の意味での海中公園再生のための検討委員会などを立ち上げ、まず

は休憩所施設の改修の前に、老朽化している海中展望塔をリニューアルすることが第一であり、関係者による協議と検討を重ね、将来に向けて行動を起こすべきであると思います。

今回提案されているかつうら再生計画での海中公園の一部をなぜ、勝浦市が市債2億円を充ててまでも建設しなければならないのか。市民には全く説明がつかない問題であると同時に、将来に対する大きな禍根を残すこととなり、将来にわたり市の財政を圧迫する施設となることは明白であります。

今この時なら、まだ間に合います。海中公園再生計画に対する4億円の歳出予算を取り下げることを市当局に求めます。

今まさに、これから行われる採決で、賛成しようとしている委員の方に申し上げます。採決する前にもう一度考えていただきたい。我々はあと数年でしょうが、将来の勝浦の子供たちに負の遺産を残すことに、大人としての責任がとれますか。

以上述べて、私の反対討論といたします。

○議長（黒川民雄君） ほかに討論はありませんか。寺尾重雄議員。

〔8番 寺尾重雄君登壇〕

○8番（寺尾重雄君） 一般会計補正予算、特定しますと、かつうら海中公園滞在型観光施設建設工事について、賛成の立場で討論いたします。

今、賛成、反対いろいろな意見の中、まさに私はこの賛成を申しまして、その前段といたしまして、勝浦市のコロナ前の観光は、令和2年度で30万人、訪れている。その中で、この前は90万から100万と言われていました。そうした中、コロナウイルスの中、観光としては非常に厳しい。そしてインバウンドは、アベノミクスの前段では260万から、その12倍の3,180万というものが消えている状態です。

今や、世界はまさにこのワクチン問題で、この終息をおさめようとしています。しかし、コロナ変異株というまた新たな品種、そうした中で、今回も、昨日の時点でも東京都は409人と、まさにリバウンドの状態。そうした中でもコロナと対峙しながら、行政、また市民も生活していかなければいけない。

前にも言われましたように、まさに金融バブルと言われていています。金の行き場所がない中、一般の人たちの中に金は放出され、その使い道がない。そうした中でも、勝浦市は、縁あって、武漢との関係の中で、国も勝浦市を見捨てることなく、ほかの自治体も当然なんですけど、勝浦市に恩恵を被るように2億円、頂くことになっています。

それを実際、事業として、この2億円をどのように活用しながら、反対者の中では、将来の子供にツケが。また、賛成者は将来の子供たちのためにと。私は賛成の立場です。要は、その活用方法はどうか。今回の財調は7億8,000万円。3億円以上のものを費やし、財調に入れ、金は生きた金でなければいけない。その生きた金をどこまで使うか。

私は、先ほど来、照川議員も言われたように、20年前は海中公園の理事やらせていただきました。そのときから、砂浜のいそ根をどう活用するか。その後、全然活用もされないまま、ここに至った話もあったわけです。そしてこのきっかけは、一つの本当に起爆剤として、それをどのように活用させてもらうか。要は、金をどのように市民のために融通して、それを市民の幸せのために使い切っていくか。

確かにそれがランニングコスト、あるいは集客力の問題では、私も少しは、質問でもしている

ように、ちょっと納得できないですけど、仮に初段階として、それが赤字の5,000万円、出た。それで次のステップで、集客できる。また、それを回収できるものであれば、5,000万円というものを、確かに大変なお金です、一般市民にとっても。だけど、それは事業として、やるべき問題をどのようにやっていくかを綿密なる計算を立てて、していくべき問題です。

実際、一つの事業やるにあたって、何がいけない。かにかいけない。当然、設計屋に疑問点は、私も自分の立場としては、あります。はっきり言って、資料集成から資料を全部検索して、提案してくるものだというのが我々の世界です。

そういうものを考えたときに、この次なるステップ、次なるステップは、先ほど渡辺ヒロ子議員も言ったように、やっぱり次なるステップをどのように向けるか。そこから、確かに16億円が、果たして16億円なのか。18億円なのか。13億なのか。それは今後の精査として、どのようにしていくかが、勝浦に課せられたものです。

私も議員、長くやってきて、いろいろなことを聞きました。JRの問題も、勝浦から御宿間が複線になった。複線になっても、複線にならない。複線の工事は進まない。そのときの山口市長は、やっぱり何とかしようと思って、企業から金を集め、勝浦の市民のために活動した。ただ、ならないのは残念。これは本人の力不足といたら怒られますけど、そこにおいても金の問題というのは、さんざん問題になった火葬場に行く道路、あれは1億円、前市長のときは使っているんですよ。

2億ぐらいといたら、市民に怒られますけど、2億の中で、これをどう活用していくか。そしてベイシアの脇の道路、7,000万円かかっているんですよ。その中で、実際あそこの貸してある単価、財政課長もいますけど、坪250円。部原のヤックスドラッグ、しまむらは350円、400円で貸しているんですよ。

そういう面から、いろんな面を精査して、この市政運営は市長にもかかっている。また、副市長にも、また議員の皆さんにもかかる。そういうものを思ったら、前向きにどこに進むか。確かにリスクをどのように解消するかというのは、いつの時代でも同じです。何をやっても。そういうものを考えながら、ワンステップ、ワンステップをクリアして、次なる世代、また子供たち、また定住者にしても、来てよかったとか、要するに所得が……。常に私は言うんです。所得が7億円切った状態を、どのようにもっていくか。

要するに、その皆さんが仕事場を持ってやるからには、ぜひここから進める。じゃ勝浦で、反対者は言っていましたけど、もっとじっくり煮詰めてと。確かにコンプライアンス、法的なものでの縛りをどのようにするかと。前にも言うように今、十年一昔じゃないです。1年が10年です。スピード感は上がっています。このコロナの後は、もう革命と言われる、産業革命の二次と言われています。どのような形態になるか。確かに箱物の問題で、自治体はみんな苦しんでいます。ビルド・アンド・スクラップもあるでしょう。

だけど、じゃ、何もないで、あそこだけのいそ根を、お客を呼ぶため、あるいは、それだけよりも施設を例えば温浴施設と、普通の風呂とは違うんですけど。ただ、それを進めて、集客力、先ほどは渡辺ヒロ子議員も言うように、鴨川に流れている5万人とか言うんですけど、その当時から、横断道ができて、神奈川から外房に移住、観光として入ってくる。あるいは関東甲信越というのは、確かにこの房総半島の魅力的なもの、潜在的な魅力を持っている勝浦市です。知名度も、タンタンメンもそうか分からないですけど、昔から、この勝浦の知名度は、ある話です。

そういう思いをかけたなら、勝浦というもののアピールは十分であって、受け入れるものが、そこになかったら、あっと思うような話であっては困るんで。そういう中でも当然、つくるからには最小限、煮詰めに煮詰めてもらいたいというのは事実です。

ただ、これに本当に市長も苦渋の選択の中で、国から直接、2億円なんか来る話でもないわけですよ。それは勝浦の武漢という問題を掲げて、国の一つのお手盛りでくれているんだと私は理解しているんですけど、それをいかに最大限の有効活用。

そして、中国の今、ツープラスツーの問題での防衛問題あるんでしょうけど、木更津は武漢との姉妹提携を結んでいるんですよ。あそこの人口が12億人とか13億人、少なくとも中国を私もあんまりあれです。それとして、世界的な問題として、避けて通れる問題じゃないんですね。

そうしたときの、それこそトップセールスでも何でも、このまちが豊かになることが、そして、施設を一步一步つくったときに、それをどうクリアするか、確かに必要なことですから。それを十分考えながら、行政運営、そして議員の皆さん、やっぱり考えてもらいたい。なぜこの2億が、私は思うんですよ。確かに道路問題に関してもベトナムの問題に関しても。この問題だけが、何で2億円が高いって話になってくるのか。2億円つかんだら、後世に残る人たちがって。そうじゃないです。この議会でも言うように、一つの事業やるのに、それは業者をいじめるんじゃない、最小限、市民のために発注を考えたら、どうにでもなるし。仮にあかをこぐんであれば、その努力は必要だと思いますので、この水槽にあたっては、ぜひつくって。

そして、次なるステップとして、仮にこれが、鈴木克己議員は言いましたよ、責任とると。私もそういう立場で、これは発言していますよ。これは将来を見詰めて、勝浦市民がよくなるんで、ならなかったときは、賛成者として責任はとります、議員としてね。

そういう意味でありますので、ぜひこの問題は皆さんも賛成の立場で御理解いただいて、私は賛成の討論といたしますので、よろしくをお願いします。

○議長（黒川民雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第3号 勝浦市長の給与の特例に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長のとおりに決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（黒川民雄君） 挙手多数であります。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第4号 勝浦市個人情報保護条例及び勝浦市情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第6号 勝浦市ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第7号 勝浦市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第12号 令和2年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（黒川民雄君） 挙手多数であります。よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 勝浦市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第13号 令和2年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第14号 令和2年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第15号 令和2年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、陳情第1号 75歳以上の医療費窓口負担について原則1割負担の継続を求める陳情、以上9件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。岩瀬洋男産業厚生常任委員長。

[産業厚生常任委員長 岩瀬洋男君登壇]

○産業厚生常任委員長（岩瀬洋男君） 議長より御指名がありましたので、今期定例会において、産業厚生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要を御報告いたします。

当産業厚生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る3月11日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 勝浦市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第13号 令和2年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第14号 令和2年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第15号 令和2年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、以上8件につきまして、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、陳情第1号 75歳以上の医療費窓口負担について原則1割負担の継続を求める陳情につきましては、陳情者に説明を求め、審査を行った結果、賛成少数で不採択と決定いたしました。

以上をもちまして、産業厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（黒川民雄君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（黒川民雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒川民雄君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒川民雄君） それでは討論を終結いたします。

これより、議案第5号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第8号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第9号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第10号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第11号 勝浦市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第13号 令和2年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第14号 令和2年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第15号 令和2年度勝浦市介護保険特別会計補正予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（黒川民雄君） 市長より議案の送付がありましたので、これを受理し、お手元に配付してありますので、御了承願います。

それでは日程第2、議案を上程いたします。

議案第21号 令和2年度勝浦市一般会計補正予算を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。土屋市長。

[市長 土屋 元君登壇]

○市長（土屋 元君） ただいま議題となりました議案第21号 令和2年度勝浦市一般会計補正予算について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正及び繰越明許費の補正であります。

ふるさと応援寄附者特産品等贈呈事業における返礼品配送のための経費及びかつうら観光ぷらっとフォーム整備事業に係る取組を応援する企業からのふるさと応援寄附金、新型コロナウイルス感染症拡大により停滞している地域内消費の喚起及び非接触型決済を促進するためのキャッシ

ュレス観光振興事業の経費のほか、橋りょう定期点検のための道路メンテナンス事業の経費を補正しようとするものであります。

歳入歳出予算においては、既定予算に3,373万4,000円を追加し、予算総額を130億2,038万2,000円にしようとするものであります。

歳出予算のうち、総務費においては、2,146万円を追加し、商工費においては、1,103万5,000円を追加し、土木費においては、123万9,000円を追加しようとするものであります。

これに対する財源として、歳入予算に寄附金1,000万円、繰入金2,373万4,000円を追加計上しようとするものであります。

繰越明許費においては、海岸堤防等老朽化対策事業のほか2件について、年度内にその支出を終わらない見込みの額を翌年度に繰り越そうとするものであり、道路メンテナンス事業については、翌年度繰越額を変更しようとするものであります。

以上で、議案第21号の提案理由の説明を終わります。

○議長（黒川民雄君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。磯野典正議員。

○6番（磯野典正君） それでは私から1点、9ページの観光費、キャッシュレス観光振興事業でございます。これは、Pay Payを使って行われた事業だと思います。非常に市民の方、また市外の方からも、好評であった事業であったかと思えます。

現在のPay Payの市内の加盟店数がどのくらいあるのかというのが、もし分かったら教えていただきたいと思えます。もう一点、これをコロナ対策の第3次補正、今後あると思えますけれども、そこで、もう一度、考えるようなことがあるかどうかというのをお聞かせください。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。高橋観光商工課長。

○観光商工課長（高橋吉造君） お答えいたします。キャッシュレス事業の件でございますが、正確な加盟店数というのは、事業者からは教えてもらえないんですけれども、商工会の調査によりますと、3月16日の報告では、261事業所が加盟しているということでございます。

それから、今後の展開ということでございますが、また今回の検証を含めまして、次、また、いろいろと効果的な手を打っていきたいと思っておりますが、また、これについては慎重に考えていきたいなというふうに私は思っております。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） ほかに。磯野典正議員。

○6番（磯野典正君） ありがとうございます。課長のほうから慎重にというお話でしたけども、やっぱりキャッシュレスを使っていない人というの、市民の中では結構多い方が、使用されていないというのもあるかと思えます。

ただ、今後に向けて、やはりキャッシュレス化というのは必要になってくるものだと思いますので、広げていくというのも含めながら、ぜひ、第3次補正の中でも考えていっていただきたいと思えますが、その辺は、市長のほうからでもいいですかね。御答弁をいただけたらなと思えます。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。土屋市長。

○市長（土屋 元君） 先ほど課長が答弁しましたように、成果を検証して、キャッシュレス時代の、コロナ禍においての導入が進んでいるということも含めて、いろんな各自治体でキャッシュレス決済に伴う地域の経済対策をやっているところが多いですから、そういうのを十分検討して、地

域の消費を循環させて、進行していくということが大事だという視点で検討していきたいと思
います。以上です。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） 私も9ページ、商工費について、2点お伺いします。

1点目は、前段者が言ったことと重複する部分あるんですが、このキャッシュレス観光振興事
業、観光振興ということですので、観光客もそうなんですが、市内の市民に対しても同じ対応だ
とは思いますが、いま一度この振興事業について、P a y P a yというのは分かっていますが、
説明を受けたい。

あと加盟店数、今、前段者の質問の中で261事業所ということですが、この事業所の業種
別の内訳が分かれば、それについてお伺いしたいと思います。

あと、かつうら観光ぷらっとフォーム整備事業、ここには、予算書には記載がないという中で、
ふるさと応援寄附者、これは企業版のふるさと納税ですか。1,000万円あったということでありま
す。寄附者の、株式会社成美学園、この会社の実態が分かればということと、あとはふるさと
応援寄附金を出すにあたって、寄附者からの意向があれば、お伺いしたいと思います。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。高橋観光商工課長。

○観光商工課長（高橋吉造君） お答えいたします。キャッシュレスの件でございますが、この業務
内容につきましては、2月1日から2月28日まで、勝浦市内のP a y P a y加盟店でP a y P a
yを使用して決済を行った場合、1回当たりの上限が5,000円、期間中は2万円を上限にして、決
済額の25%が還元されるものでございます。分かりやすく言いますと、1,000円の物を買ったら、
250円が返ってくるというような事業でございます。

続きまして、商工会の報告での261店舗ですが、まだ、報告の中の詳細として、内訳としては、
261店舗ということのみが、今現在の情報でございます。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） 次に、長田企画課長。

○企画課長（長田 悟君） 私のほうにつきましては、商工費、観光費、かつうら観光ぷらっとフォー
ム整備事業の企業版ふるさとの納税1,000万円の関係でございます。

これにつきましては、寄附者は株式会社成美学園でございます。本社につきましては、茂原市
ということでございます。業種につきましては、教育関係のものを行っている会社ということ
でございます。

また、動機ということですが、これは令和2年度中に企業版ふるさと納税をしたいとい
う申出がございまして、今、勝浦のほうで行っているものにつきましては、観光ぷらっとフォー
ム事業が、再生計画を策定し、それについての受入れ事業ということになっておりますので、そ
この事業に今回充てるということで、成美学園のほうも承知しているところでございます。以上
です。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） 最初に、企業版の応援寄附金は、この1,000万円が勝浦市にということ
で来たことについては、歓迎すべきことですし、市長が進める企業版ふるさと納税のことも、これ
から対応していくという中においては、非常にいい問題だと思います。

ただこれ、企業として、勝浦市を応援したいということについては、頂くほうの勝浦市とし
ては、その企業との関係も、それからもっと強く進めることもあろうと思っておりますので、これはなぜ

くれたかということについて言及しても、しようがないと思いますけど、今後、この成美学園との関係というのは、どのように関わっていくのかということのを、今後、市長がトップセールスの中で、企業版ふるさと納税を増やしていくという意味合いからすると、県内もそうですし、都市部もそうですが、勝浦市と企業との関係を深めていくことによって、そういう勝浦市を応援するということがあるかと思えます。

その意味も持って、私も市長に今後、この成美学園との関係と、ほかにまた市長が目指すべき企業版ふるさと納税について、いま一度、市長からの話が聞ければというふうに思います。

あとキャッシュレスについては今、それこそテレビでコマーシャルやっている P a y P a y というやつだと思いますけど、私は使っていません。

そういう中において、今、観光商工課長は、加盟数については、具体的な中身は分からないという内容ですが、これ、分からないじゃ駄目だと思います。分からないじゃなくて、やはりこれは P a y P a y が市内でどのように使われて、そしてどこに波及されているのか。使った人がどういう目的で勝浦に来て、P a y P a y をやっているのか。

あと、この近辺で、全市町村がやっている問題ではないと思うんですが、その辺の近隣の状況、分かればお伺いします。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。高橋観光商工課長。

○観光商工課長（高橋吉造君） お答えいたします。業種別の詳細ですが、商工会の報告では当然、今、詳細はもらってないんですけども、P a y P a y のほうから、状況はもらっております。その状況を分析して、どこがどのように使われているかというのは分かります。ただちょっと、要は守秘義務というか、情報がこういう公の場では言えないという形でございます。これにつきましては、事業効果は細部にわたって検証していきたいというふうに考えております。

それから、ほかの他市の自治体の状況でございますが、館山市では既にもう3回、今現在3月1日から3月31日まで、3回目の P a y P a y のキャンペーンをやっております。それ以外に県内で言いますと、八千代市、成田市、佐倉市、四街道市、市川市などが、同様のキャンペーンを張っているところでございます。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） 次に、土屋市長。

○市長（土屋 元君） ふるさと納税企業版との兼ね合いでございますが、勝浦を応援したいという企業をどんどん探して、応援団をどんどん増やすことが使命だと思っております。

また、縁があるところで、今まで納税とかいろいろ勝浦で消費をしてきている企業、これも数多くありますから、そういった企業には、お礼を兼ねながら訪問して、さらなる勝浦のまちづくりの説明して、そして応援団になってもらうということを目指しております。

また、成美学園と今後というのは、縁が結ばれて応援してくれるということなので、やはりお互いの中で縁を大事にしていくということの中での企業として位置づけして、勝浦市の発展ため、またお互いに、企業のための役に立つことあれば、協議して、いろいろやっていきたいというふうな思いです。以上です。

○議長（黒川民雄君） ほかに。鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） 私が聞いたのは、この成美学園が1,000万円、勝浦に寄附してくれたということによると、個人的なものではなくて、成美学園として勝浦との関わりが何か、どういう関係があって、こういうふうになったのかということをお聞きしたので。何もなかったところに企業から来

るということは、なかなか考えづらいので、これから先もやはり市長は思うように、いろんなところを訪問するといっていますけど、この企業版ふるさと納税については、企業と勝浦市との関係が、やはり濃密になってきた上で応援したいということになるろうかと私は考えていますので、その辺についてですね。

成美学園とこの勝浦市がどういう関係で、このように成美学園さんが市に1,000万円を寄附してくれたのかということ。ですから、応援する側にとっては、勝浦市がこのようになって、このように使ってもらいたいという意味合いがあると思いますので、その辺の確認をしたいと思います。

あと、キャッシュレス観光振興事業については、この近辺では館山と、あとは都市部ということでもあります。これは、勝浦市の経済状況を、このコロナ禍で縮小している勝浦市の経済を支えるためには、よくこれを決意して、P a y P a yのキャッシュレスを入れたと思います。それについては、評価させていただきます。

ただ、当初2,000万円が、3,103万円というふうに、約1,000万円以上が追加補正するようになったということは、勝浦市の経済に対しての波及効果があるということですので、今後、これを、今回2月中に1か月やって、これだけの市の予算を使って、市の経済活性化のために使ったということですので、これについては歓迎しますが、今後、この事業についてどのように考えるか、お伺いをします。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。長田企画課長。

○企画課長（長田 悟君） お答えします。成美学園と勝浦の関係ということでございますが、私のほうに来ての知り得る中では、担当のほうに成美学園のほうから電話があつて、1,000万円、企業版ふるさと納税をしたいんだという申込みの電話がございました。

これに対しまして、先ほど申しましたように、勝浦市、令和2年度につきましては観光ぷらつとフォーム事業だけですよということで、向こうのほうにその旨を説明しましたところ、それについても了解して、決算とかございまして、令和2年度中にはしたいんだというようなことで、勝浦のほうにしたいというような申出があり、現在、収納済みでございます。

そのほかの、本市としましては、企業版ふるさと納税ということで、もう今、始めているところなんですけども、JTBのふるさとコネクトというものと契約をしております。

これにつきましては、広く勝浦市の事業について、ふるさと納税をしてもらいたいということで、JTBを介しまして、そこから勝浦市に寄附をしてもらおうという事業も始めてございます。

やはり、市長のトップセールスもございしますが、ほかのところから勝浦市の魅力、事業について承認をいただきまして、広く企業版ふるさと納税を集めたいというふうには考えております。

○議長（黒川民雄君） 次に、高橋観光商工課長。

○観光商工課長（高橋吉造君） お答えいたします。キャッシュレスの関係でございますけれども、事業の効果としまして、これ対象月が2月ですので、1月のキャンペーンの対象店舗の取引額は、決済額で言うと1,200万円だったのが、2月につきましては、1億2,600万円の計上です。率で言うと1,053%ということで、我々が思った以上に反響が大きかったというのが、正直なところでございます。そのおかげというか、それでちょっと予算が足らなくなって、今回補正をお願いしているところでございます。

そういう効果は、かなりあるということは認めているところなんですけども、P a y P a yにつきましては、取扱店につきましても、それから使用者につきましても、限定的であるということも

あります。なので、キャッシュレスを進めていきたいという気持ちももちろんあるんですけども、もっといいやり方があるのかとか、今回の事業検証をしっかりとした上で、次のステップに進んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。3回を……。

○1番（鈴木克巳君） 答弁漏れがある。

○議長（黒川民雄君） 答弁漏れがありますか。改めて、鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） すみません。ふらっとフォームのほうなんですけどね。私が言いたいのは、企業版ふるさと納税と、一般の個人のふるさと納税、これは全く趣旨が違うものだというふうに自分は思っているんです。だからあえて、成美学園との勝浦の関係を聞きたいということで。何が違うと、返礼品があるかないかの話が、もうそんなの言わずと知れていると思ったので、何も言いませんでしたけど、返礼品を求めての、これ、ふるさと納税じゃないんで、勝浦のためにどうやって使うかということについては、やっぱり企業と市の関係があるんじゃないかなというふうに、そういう前提で話していたんで、そのところもう一度、成美学園と勝浦の関係というのを伺います。すみません。

○議長（黒川民雄君） 長田企画課長。

○企画課長（長田 悟君） お答えします。関係ということは、ございません。先ほど話しましたように、向こうからの申出によりまして、したいんだということで、こちらのほうは快く受けさせていただきました。以上です。

○議長（黒川民雄君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第21号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第21号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第21号 令和2年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

諮問上程・説明・質疑・採決

○議長（黒川民雄君） 日程第3、諮問を上程いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。土屋市長。

〔市長 土屋 元君登壇〕

○市長（土屋 元君） ただいま議題となりました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和3年6月30日で、人権擁護委員 中村仁氏の任期が満了することに伴い、千葉地方法務局から、候補者の推薦依頼がありましたので、再任として中村仁氏を委員の候補者に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めようとするものでございます。

中村氏の経歴を申し上げますと、昭和51年3月に立正大学卒業後、同年4月から勝浦市立勝浦中学校教諭として奉職以来、平成26年3月に退職するまでの間、大原町立浪花小学校教頭、夷隅町立国吉中学校教頭、いすみ市立大原中学校教頭、大多喜町立西中学校長を歴任されました。

退職後は、平成27年4月から、日本武道館研修センター武道学園講師として、後進の指導にあたられており、また平成30年7月から、人権擁護委員としての活動もされております。

今後も御活躍が期待されており、その人格と識見は、人権擁護委員として適任であると考えます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上で、諮問第1号の提案理由の説明を終わります。

○議長（黒川民雄君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号は、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） 御異議なしと認めます。よって、諮問第1号は、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、諮問第1号は、原案のとおり可決されました。

発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（黒川民雄君） 日程第4、発議案を上程いたします。

発議案第1号 議会の議員の議員報酬の減額に関する条例の制定についてを議題といたします。

発議者から提案理由の説明を求めます。寺尾重雄議員。

〔8番 寺尾重雄君登壇〕

○8番（寺尾重雄君） ただいま議題となりました発議案第1号 議会の議員の議員報酬の減額に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

昨年からの新型コロナウイルスの世界的な蔓延と日本国内全域にわたる感染拡大は、国内のあらゆる産業に対しての影響が甚大であり、深刻な問題となっております。終息の兆しはまだ見えない状況です。この21日は、緊急事態宣言を国は解除する方向で向かっております。

しかし、そのような中、国においては、これ以上の感染の増加を抑える対策として、昨年引き続き2回目の緊急事態宣言を、首都圏である1都3県に1月8日から2月7日までの間、発し、その後、1月13日には、2府5県に対する追加発出をしたところでございます。当初の緊急事態宣言の1か月間においても、なお、その状況が改善される傾向にないことから、2月2日には、栃木県を除き3月7日まで期間が延長されましたが、首都圏の1都3県においては、さらに2週間の延期となりました。

また、ワクチン接種においては、2月17日から、医療機関関係者から順次ワクチンの接種が開始されました。今後、市民に対しても、計画的にワクチン接種が行われることとなっておりますので、コロナ対策については、明るい兆しが見えてきたと考えられます。

しかしながら、緊急事態宣言が発令されている中において、勝浦市にとりましても、市経済に大きく寄与するイベント、ビッグひな祭りが、昨年に引き続き中止となり、市の基幹産業である観光や観光関連等、市民生活はもとより、市内経済、市内産業に対する影響は深刻でありまして、経験したことのないような状況となっております。

このような影響は、観光関連や飲食店に従事している方々や事業者は、生活に直結する収入が大きく減少している状況でございます。

コロナの対策については、ワクチン接種が開始されましたが、この感染症が終息するまでの間、終息しても、しばらくの間は、勝浦市の経済の回復は望めないように思えます。

さらに、夏季観光をはじめとし、今後の観光関連産業、漁業、農業、商工業、あらゆる事業者の先行と市民生活にとっての大きな不安も継続しているものと思えます。

そのために、今こそ全議員が一団となって、新型コロナウイルス対策と市民への支援の姿勢を示すことが大変重要であると思えます。

昨年6月議会でも、一定の期間、議員自らが議員報酬を削減し、市が行う新型コロナウイルス対策に充て、深刻な影響を受けている市民や事業者の方々に、市議会としての姿勢を示す手段として、条例改正の提案をしましたが、残念ながら、議員各位からの理解が得られず、否決されました。

今もなお続く新型コロナウイルスの蔓延に起因する経済状況や所得の減少は深刻であることから、改めて、一定期間ではありますが、議員報酬を削減することにより、市民への議会としての対応を明確に示すべき時期であろうかと思えます。

提案する削減額は、現行報酬の30%。削減期間は、本年4月から9月までの6か月間としようとするものであります。

この案に伴う削減額は、15名の議員全体で、6か月間の議員報酬と6月の期末手当を含め、1,125万3,900円となります。

以上、申し上げます理由により、本案を提案した次第であります。

よろしく御審議の上、各議員全員の賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。よろしくお願ひします。

○議長（黒川民雄君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） それでは3点、質問をさせていただきます。

まず1点目。御提案のように議員報酬を3割削減した場合、仮に専業議員というか、議員の議員報酬が手取りで幾らになるのか。当然、試算をした上での御提案と思いますので、お答えをお願いしたいと思います。

次、2点目です。提案者のお二人は1月13日付で、議会改革検討委員会の委員長宛てに、議員報酬の削減案を示されました。文章での回答を委員長のほうにお願いしていたと思います。

議会改革検討委員会では、その後、会議の場での議論を経て、各会派にこれを持ち帰って、検討した結果、委員会として、また全会派としても賛同できない旨を提案者にお伝えをしたはずだと思います。

しかしながら、今回、発議案を出されるということは、この場で否決されることを前提に提案をされているのかと思うんですけれども、なぜこのような経緯になってしまうのか。お聞かせください。

3点目です。今、コロナ禍で、観光事業が非常に厳しい。市民の生活が非常に厳しいというのは、そのとおりであると思います。であるならば、市内経済の循環、内需を回していかなければならない。今、観光客が減っていますから。そうした中で、1,000万円、報酬削減をすれば、その分、市内経済に大きな影響があると考えます。

市内経済の循環という意味で、むしろ逆効果になりませんか。この点について、明確なお答えをいただきたいと思います。以上です。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 3割減額したときに、28万8,000円ですか。その3掛けをとり、そして6月の報酬については、計算しますと、20万ぐらいですかね。そのくらいの計算。

それは計算機、ちょっとここにはないですから、トータルで、うちのほうも計算していたものですから、それは明確には出ないです。計算機を頭の中でやるというのは、ここで手書きでやりますけど。その辺の話と、報酬の期末手当、期末手当も3割減だと、2.4倍の3割減。それは数字の問題ですから、計算機あれば、出るんでしょうけど。

そして、議会の改革検討委員会。これはうちのほうで出して、その後、その伝え方は、ただ、できませんよという話でしか、できてないわけです。協議の段階で、少なくとも、どういう方法で削減するか。あるいは、それは全く駄目なのか。寄りつきの話もなく、会派に持ち帰って、全員で否決するというのが、やっぱり違う。

これはパフォーマンスでもないです。あなたたちが賛成してくれれば、いいわけですから、うちのほうは。出した以上は責任持って当然、責任ある答えですよ。別に、パフォーマンスで、こんなことをやる話でもないですよ。常に私は日給月給で、この議会前は、あなたたちが出る前には、日給月給でもいいと思って、私は議会で提案していますから。要は、人のためにやるということは、私の心情としては、自分ができて初めて人のためにできるという心情でやっています。そういう思いです。別にパフォーマンスでも何でもありません。だから、否決されることを前提だ

というのであるんですから、賛成してください。

あとは、1,000万円以上のものが、市内に出回る。じゃ、はっきり、私もこの議会で言いますけど、私は、地元でなるべく使ってやるのが趣旨ですよ。私はね。じゃ、この議員の人たちが、そういう思いでやれば、経済は少しでも回ろうと思います。心情は、ここでの勝浦の商店街で少しでも、私は朝市に、はっきり、誰が見ているか分からないけど、土日の1回は二、三千円ずつ買ってきてますよ。

皆さんも、そのように経済活性を求め、また仕事で税金を払うのであれば、専門じゃないですよ。24時間の、5時間か6時間寝れば、何の仕事でも、テレワークでも何でもできて、税金を納めればいいんですよ。そういう思います。以上です。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） ありがとうございます。冷静に議論ができればなというふうに思います。

先ほど、まず3割削減した場合の削減額について、お聞きしたんですけども、この場で計算機がないのでということでありました。計算すれば出せますが、20万ぐらいということ、つまり、この提案をされるに当たって、そうした計算をしてないのではありませんか。

現在の報酬額から、私の場合です。3割削減するならば、報酬額は20万1,600円です。そこから所得税と市県民税を引くと、19万3,080円。さらにそこから、国民年金が月に1万6,410円。国保税が月にならせば約4万円。つまり、月の手取り額は、私の場合ですよ、約15万円になります。

御承知のとおり、議員には年金があるわけでもありません。また、社会保障があるわけでもありません。既に現状でも千葉県内で、最低の額となっています。もし、これが可決された場合、日本全国でも最低の額になると思います。もし、これが可決されれば、私は議員としての真っ当な活動が担保できなくなってしまいます。

加えて、提案者のお二人は、議員報酬以外にも事業収入であったり、年金であったり、あるいは退職金、あるはずですよ。報酬を3割削減しても、議員活動に支障はないのかなと思います。私は率直にうらやましいと思います。

しかし、私は少なくとも、このままでは、仕事を続けることができなくなってしまいます。先ほど、働けばいいとおっしゃいましたけれども、私は24時間365日、勝浦市のことを考えて、これまでも活動してきました。ですから、議員活動に専念できなくなることが非常に残念だなと思って、反対の立場で質問させていただいています。自分の生活なんかどうでもいいですよ。現時点でも、借金してやっていますし、先祖からの土地を売って、活動しています。落ちるときは落ちる、そういう覚悟でやっています。生活のために言っているんじゃないです。

しかしながら、全国的に議員のなり手が不足していて、特に若者がなれないという中で、こうした議論を続けていては、勝浦市の今後、若い議員が出てこれなくなるんじゃないですか。働けばいいって。議員専業でやりたい方は、じゃ、どうするんですか。金持ちしか議員になれないんですか。ひいては、勝浦市のためにならないと思います。

この点について、ちょっとお考えをお聞かせいただきたいと思います。

また、手続的なことについて、私は、議員報酬という議員全員に関わる重大なことであれば、やはりある程度、議員全員間での同意が必要になると思います。多数の合意があれば、一番いいですよ。全会一致でできれば、一番いいと思います。そのためには協議が必要です。御提案をいただいて、委員会では協議をしたと思います。その結果をお伝えして、その後、では提案者から

各会派なり各議員なりに、ここをこうしましょうよという歩み寄りってありましたか。なかったと思います。協議の場がないまま、今日まで来ているんですよ。

それに対して、ちょっと私は残念だなと思います。私が、前回の議会で、議員報酬に係る特例条例案を出させていただきました。それは実は3年前に出しています。そのときは、そのときの委員の反対によってできませんでした。だから私は3年かけて、委員会でしっかりとмонで、各会派の皆さんに事前をお願いをして、今回、全会一致で通していただきました。

どうして、そういう手続がとれないんでしょうか。なぜ、こういう経緯になってしまったということについて、もう一度、改めてお伺いします。

市内経済の循環ということについては、金をどんどん使えということでありますけれども、私は3割削減になってしまったら、生活費すら払えなくなってしまうので、ちょっとそこは難しいかなと思いますので、そこについては、御答弁は結構です。以上2点、お願いします。

○議長（黒川民雄君） 寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） まず、1点目ね。協議も、あなたたち、私たち2人を抜いた中で、本当に膝を突き合わせて、どういうのか、もう削減することができない。それは専門だから。専門だからといって、専門が、どこまで専門なのか。

私たちも専門ですよ。ほかで仕事。若いときに、やっぱり苦労しながら払いました。私の議員報酬の手取りは13万5,000円です。そこから、まず、それはいろんな決算だから、税金の。だから計算もできない。ただ一律の28万8,000円から3割減の話で、物を言っている。そんな計算もできないのかって話ない。少なくとも計算は、強いほうです。

だけど、議員ね。その問題というのは、まず協議の問題。じゃ、本当にどうしようかと。ただ削減できません、専門だからと。どこに歩み寄るのかと。じゃ、5%にして進めましょうとか、あるいは、ないとか。結局、前回の6月のときも、政務活動費を削減し、最優先は政務活動費が、最初ですよ。議員報酬は2番目です、報酬ですから。

いつも言いますけど、議員の報酬が500万円。500万円近くあって、勝浦の平均所得層は、300万円以下の人間が多いんですよ、ここにも資料あるけど。その中で議員の位置的なものって、280何人の話ですよ。それは決算資料を見れば、分かるんでしょうけど。それで食える、食えないじゃないですよ。私だって、30のときには、20万円で生活しましたよ、東京で。食う気になれば、何やったら。活動しようと思ったら、それは金あるとかないとかの話じゃ、私は、ないと思っています。

要はやる気と、それに向かう姿勢。本当に若い人は、こういう言い方ないですけど、就職の過程じゃないですよ。本当にこのまちをよくしようと思ったら、かすみ食ってもやるんですよ。それが、市民も認める話だと私は思っています。ただ、今、私は食えるから、そういう言い方でしょという話とは違います。私も苦労してきた時代はいっぱいあります。寝ずにやった時代もいっぱいあります。

そういう中で、じゃ、報酬をもっと協議できたでしょというなら、協議できる場は多勢に無勢です。多勢に無勢の話で物を言い。少なくとも、私たち2人のほうにもう少し歩み寄ることが、私たちにしてみれば、欲しかったです。それを全然、勝手に出したとかという話ね。

それと、もう1点……。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。戸坂健一議員。

○5番（戸坂健一君） 覚悟が足りないということであろうと思います。私も、なぜ専門議員やっているかという、議員報酬で、勝浦市の本当に市民の皆さんからいただいている議員報酬の在り方として、私はですよ。私は、本当に市民の皆さんに恩返しをその分、したいなと思って活動しています。

おっしゃるとおり、寝ずにやっているかと言われたら、それは寝るときもありますけれども、365日議員活動してきて、毎日、ソーシャルネットワークサービスだったり、自分の言葉で伝えたり、とにかく市民の皆さんに、こういう活動をしていて、こうだから、私たちはこれだけ報酬もらっていますということを毎日、説明をしています。そこは御理解をいただきたい。私の議員活動9年間の中で、報酬下げろよと言われたことは、私は一度もないんです。これは私の誇りだと思っています。もちろん、陰では言われるかもしれませんが。とにかく報酬に見合った仕事をしていくというのが、私の義務、責務だと思っていますので、その点は何とか御理解をいただきたいなというところです。特にあれなんですけども。

最後に質問なんですけれども、提案者の皆さんは、今回の報酬削減案によって、実現する具体的な成果等、メリット・デメリット。メリットだけじゃないと思うんです。メリット・デメリットがあると思うんで、それについて、もう一度、お答えいただきたい。また、削減によって、どういう政策を提案されるのかということも、お聞きしたいと思います。

最後に、議員報酬を下げるべきだという市民の皆さんの御意見、本当にそのとおりだと思います。これは、前提には市議会議員の動きが見えない。働いてないように見えるから、そう言われるんだと思うんです。報酬を下げるということは、それを自ら認めるということですか。そうでないということを私は一生懸命、この9年間、命をかけてやってきたつもりです。重ねていますが、私は自分の生活なんか、どうでもいいですよ。かすみ食っていますよ。借金しています。奥さんにも毎日、迷惑かけていると思いますよ。子供も生まれて、一生懸命やるしかないですよ。

でも、市民のために何をどうやって市議会が働いていくかということだけなんです。これも私、パフォーマンスじゃないですよ。本当に最近、夢見ます。勝浦市議会議員が15人、一致団結して、このコロナ禍で大変なときに、どうやったら勝浦市よくなるんだって本当に膝突き合わせて、検討して、一致団結してやっていけたら、こんなに幸せなことはない。

でも、前回の報酬削減案のときも、提案者のお二人は、我々の政務活動費削減案に対して、政務活動を削るということは、働いてないことだ。はっきりおっしゃったんですよ。我々、働いてないんですか。そんなことはないと思いますので、いま一度、とにかくこの趣旨、どういうメリット・デメリットがあって、どういう政策を御提案されるのかということについて、端的にお伺いしたいと思います。

○議長（黒川民雄君） 寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） まず実際、議員報酬は下がることはないわけですね、今の状態で。そうすると、一般生活者、店やっている方から、そういう人たちから見れば、いいですねの話です。それをともに勝浦市民と私たちも、ともに歩もうと思っているだけです。

そして、その成果の余ったお金、じゃ一千万百万も何に使うですかという話も、今の話の中であるんでしょうけど、それは勝浦市政、市長は実際20%。それが少しでも、私は金ない勝浦市じゃないと思っていますけど。施策の展開で、市民にそれが還元できる、少しでも。俗に言う給食費がどうのこうのじゃないけど、鉛筆がどうのこうの、そういうものの、少しでも寄り添ったも

のでいいんじゃないかと思うだけです。

そして、その中のデメリット・メリットは、そういうことの考えしか、一千何百万円は、私なりに考えてない。

そして、議員報酬の問題で、確かにそれはそれぞれの中で違いますよ、報酬金額は。頭金額から30%を減らしたのは、当然ながら、それはその人の所得によって、また、もらい方も違うでしょう。ただ、議員報酬、市民のために何をするか、みんな同じ議員として考えていることは同じです。何をやってよと、仮に、それが1日のうちに、これが議員の仕事です。これがという話じゃない。仕事やっけていても、全てがその中で全部つながって、市民の見方は、議員だから、これ、こうですね、ああですねの話です。

そういう意味からいっても、專業だから、專業じゃないからという問題は、まさに專業に近いですよ。要するに、うちへ帰って仕事をやっているから專業じゃないとか……。

○5番（戸坂健一君） 質問に答えていただければ、結構です。

○8番（寺尾重雄君） 分かりました。

そういう中で、実際みんな同じだから。ただ、報酬の下げに関しては、市民に寄り添うための話です。それだけです。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。末吉定夫議員。

○15番（末吉定夫君） ただいまのことにつきまして、聞きたいと思います。

発議者においては、登壇して、市民のことを非常に、コロナ禍の時代で大変だというその思いは、私にも十分伝わってきております。

しかしながら、お金のことを考えますと、まず聞きたいのは、4月1日から9月30日までの半年間というふうになっていますが、何で1年間にしなかったのか。その辺のところ、ちょっとお聞きしたいんです。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 国は、対コロナとの戦いにおいて、この21日の緊急事態を終える。そこでの経済活動。やっぱり1年は、私的にもまた、もう一人の鈴木議員にしても、長いんじゃないかという協議の結果です。

それはやっぱり、私たちはコロナがいつ終息するかは、学者でも何でもないので、分かりません。分からないけど、その間、また増えちゃったときの話が出てくるかも分かりませんが、取りあえず6か月という期間を置いて、それを見定めて、その辺での私たちの考えで、提案させていただきます。以上です。

○議長（黒川民雄君） ほかに。末吉定夫議員。

○15番（末吉定夫君） ありがとうございます。

議員報酬は、先ほど前段者が言っておりましたように、3割引くと、20万1,600円。で、手取りが15万円ぐらいになってしまうというような話もしておりました。

やはり議員の報酬は、もちろんこれ、頂いたものは全部、自分の生活費に使うというものじゃなくて、皆様方も御存じでしょうけれども、議会が終わると、すてきな議会報が新聞折り込みに入ったり、あるいは地域に帰って、議会報を配る。そしてまた、手紙でも議会報を配ったり、本当に議員一人一人が、議員報酬によって、今まで応援してくれた市民のためにお返しをしているんじゃないかなと。それが、私は議員報酬の姿ではないのかなと。

そこで今、発議者がおっしゃった一千何百万円ですか、確かにそれはいいことでしょうけれども、やはり我々も生活がある。そして、これ、昨年の6月議会なんですけれども、やはり同じようなことがありました。そのときに私、討論に立ちまして、そのときに既に平成23年4月より1割の減額をしております。そして昨年の9月までの9年間の報酬、期末手当を含め、削減額は7,400万円を超え、1人当たり500万円以上にも及んでおるといふふうに討論しております。

そして、勝浦市の特別職報酬等審議会において、1割削減前の報酬月給額に改定することが妥当であるという旨の答申をいただいたところでありますけれども、今もなお、ずっと同じ1割分の減額をしております。

そういった中で、かなりの市民に対して、いろんな面でのお返しをしておるつもりでございます。しつこいようですけれども、発議者の気持ちも分かりますが、私は今のような形でいいんじゃないかと思うんですが、発議者はどう思うか、お聞きしたいと思います。

○議長（黒川民雄君） 2時15分まで休憩いたします。

午後2時03分 休憩

午後2時15分 開議

○議長（黒川民雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。寺尾重男議員。

○8番（寺尾重雄君） 末吉議員の質問に答えます。確かに23年に1割、私は前にも言いましたけど、あのときも時限で、ここにいる岩瀬議員と2人だったです。いつも2人ですね。時限的におさめようと思ったら、ほかの人たちが恒久的にといつて、それが今の28万8,000円。1割切られた議員報酬。これは、議会で、もう決まったことですから、勝浦市議会の報酬は28万8,000円です。それは先輩議員。いろいろな人たちの中で決められた。私はそのときの提案は、やっぱり時限的なもので、行いました。

そして、報酬は生活給じゃないという、いろいろな方から私は聞いております。報酬を生活給に充てるのには、これはまた条例改正するなり何するなり、全国的にそれをどうするなりという問題もあろうかと思えます。

そして、2年前ですか、報酬を上げるという方向性で、報酬審議会であれしたものが、議員発議で出せば、当然そのときの数の力でも、報酬は上げることができた。それは、報酬審議会で、その方向でいいですよと。

それにもかかわらず、出さない問題もありました。何で議員発議できないのか。信念持ってやったら、その辺の問題も全て解決していくのではないかと。政治は、先輩議員から言われても、ぶれたら駄目なの。ぶれたら。信念持って、その問題に取り組んでいくのが政治だと思いますので、覚悟と信念と、それが必要だと思っておりますので。以上です。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。末吉定夫議員。

○15番（末吉定夫君） 難しい答弁をいただきまして。もちろん、私もさっき言ったでしょう。議員報酬は生活費じゃないと。けども、さっき言ったように、議員はいろいろなことをやって、市民のためにやっているということをやったつもりです。

とにかく私がさっき言ったのは、今までどおりの10%減で、いいのではないかというふうに問うたところでございますけれども、これは答弁、結構です。

もう一つは、何で1年間、出さなかったのか。それも大した答弁でなかったんだけど、それで結構です。答弁は結構ですけれども。以上です。答弁は結構です。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑はありませんか。磯野典正議員。

○6番（磯野典正君） それでは、発議者に質問になるかどうかあれなんですけども、先ほど、議会改革検討委員会宛てに、お二人からの協議事項ということで、書面が出されたのは、1月13日の日に出されました。ここには、文書にて御連絡くださいと書いてあります、検討結果をです。

私たち議会改革検討委員会は、この文章を直接、手渡されたわけでもなく、議会の事務局に届いて、それを私が確認をし、議長にも確認をとって、これは議会改革検討委員会で諮るべき問題ではないんじゃないのかというのを議長とお話ししました。

しかしながら、お二人から出ているのは、議会改革検討委員会の委員長宛てに出ているものだから、議会改革検討委員会を開いて、そこで一度、協議をしてくださいと。で、緊急で、議会改革検討委員会を開かせていただき、その後、そこで、どうしましょうかという話をして、最終的な結論を出せる委員会じゃないですよ。なので、各会派、持ち帰りましょうということで、各会派に持ち帰ってもらいました。

そして、各会派から上がってきたのは、お二人が出されたこの1から3番までの項目に関しては、そぐわないというようなことで、お二人には、文章での報告をしているはずですよ。

ですので、我々が歩み寄ってないとかという話ではないと思いますし、もっと言ってしまうと、議会改革検討委員会の委員でないお二人は、この議会改革検討委員会を立ち上げる際に、我々は議会改革検討委員会に入らない。そして、議会改革検討委員会の指示に従うよという言葉をいただいたように思いますが、その辺について、発議者の御意見いただければと思います。

○議長（黒川民雄君） 寺尾重雄議員。

○8番（寺尾重雄君） 確かに議会検討委員会、私たちもう入りません。ただ、指示に従うとかというのは、そのときの当然、条件による話で、それを言ったか言わないか、水かけ論の話もあるんでしょうけど。

だって、議題によっては違うわけですからね。それは全部、はい、分かりましたという、私もそういう胸のうちで、仕事をしているつもりもないです。

そして、確かにこれは議会検討委員会、当時、局長も来たばかりでしょうから、その運用方法も、どう扱っていいか。私もそのとき思いましたよ。これ、議会検討委員会じゃなく、議長に出すべきだという話は鈴木議員にも言ったんですけど、その中の結論は確かにありました。

そのときに、どのように真摯に受け止めてって、皆さんは真摯に受け止めて、そういう回答をしましたよと。ただ、やっぱり言葉で発し、文章じゃなく。それは文書が、役所の常識だというんであるんですけど。

〔「文章でくれって書いてあった」と呼ぶ者あり〕

○8番（寺尾重雄君） 確かに文章じゃなく、そのときに言葉で突き詰めたもので、欲しかったというのは私の希望的な問題です。だから、文章でくれとっているんだけど、確かにその辺のちょっと勘違いもあるかというので、逃げたくはないけど。だから話が、そういう中で詰めたものでいくべき。

そして、先ほど来の話に戻しちゃうと、大体、昔の政治家は井戸と堀しか残らないんだよね。市民のためとか国民のためといたら。今の政治家は、手前の懐を増やすだけの話であってね。

〔「議長、ちょっと話が違うんだけどね」と呼ぶ者あり〕

○8番（寺尾重雄君） そういう意味で、やっぱり市民のためにどうやるかの話だけですから、以上。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第1号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。丸昭議員。

〔10番 丸 昭君登壇〕

○10番（丸 昭君） それでは、議長のお許しをいただきました。発議者のおかげをもちまして、私は久々に登壇の機会をいただきました。ただいま議題となっております発議案第1号について、反対の立場で討論をいたします。

本発議案は、昨年6月定例議会において、ほぼ同様の発議がなされております。その結果は、賛成が極めて少数で否決をされた経緯は御存じのことと思います。通年制議会ならば、まさに一時不再議に該当するような発議であります。

昨年6月から今日まで、市内の経済情勢は、コロナ感染症の影響を受け、不安定な状況が続いておりますが、国及び県の対策は充実をしてきていることは、皆さん周知のとおりだと思います。

さて、昨年6月議会の討論に重複いたしますが、当議会は平成23年4月より、報酬の1割削減を実施した結果、現在では、県内37市の最下位の報酬額となりましたが、議員各位の御理解をいただき、市財政への効果は、既に8,000万円を超える額となっております。

さらに、平成30年10月に行われた特別職報酬等審議会の答申では、1割削減前の報酬額に戻すことが妥当との答申をいただいているところでありますが、現在のところ、遺憾ながら、これを保留しております。

市中を取り巻く状況下においては、やむを得ないことと判断し、市財政へのさらなる貢献をしているところであります。考え方によっては、既に2割削減を実施している結果となり、発議案による、さらなる減額を容認することは、全く論外であります。不安定な議員報酬は、将来、議員を志す若い世代の意欲を抑制することになりかねません。

一方、公職選挙法での公費負担制度はありますが、目的は、立候補の際の経費の負担軽減であり、さらには、政治参加への門戸を広げる意味合いもあります。議員報酬削減は逆行するものであり、なお、見識ある市民の意向は、報酬削減はするべきではない。安定した報酬のもと、議員活動に精力的に取り組んでほしいとの意見や、さらには、意欲のある若い人材がなりわいのできる議員環境を整えて、勝浦市議会のさらなる活性化を望むとの貴重な意見も、市民の間には多くあることも申し添え、発議案第1号について、反対を表明して終わります。

御清聴ありがとうございました。

○議長（黒川民雄君） ほかに討論はありませんか。鈴木克巳議員。

〔1番 鈴木克巳君登壇〕

○1番（鈴木克巳君） ただいま議題となりました発議案第1号 議会の議員の議員報酬の減額に関する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。皆さんは、自身のことになると、力強い発言をするということがよく分かりました。

議案提案の説明にもあったとおり、昨年から新型コロナウイルスの蔓延と拡大は、あらゆる産業に対しての影響が甚大であり、深刻な問題となっております。このコロナ蔓延状況が終息する兆しは、残念ながら、まだ見えません。

そのような中、昨年に引き続き2回目の緊急事態宣言を首都圏である1都3県に1月8日、及び1月13日に1都2府8県に対し、発出しましたが、当初の緊急事態宣言の1か月間においてもなお、その状況が改善される傾向にないことから、2月2日に、栃木県を除き、3月7日まで期間が延長され、首都圏の1都3県においては、さらに2週間の延期となりました。

今日のニュースでもあるとおり、21日曜日には、この緊急事態宣言も終わりを迎えるようではありますが、今なお、まだコロナ感染は拡大が続くものと予想されます。

その緊急事態宣言が発せられている中において、勝浦市にとりましても、市経済に大きく寄与するイベントのビッグひな祭りが、昨年に引き続き中止となっており、今年から始まった観光関連イベントである朝空マーケットも、これは天候の関係かもしれませんが、天候とあわせて、コロナ蔓延防止ということから中止となっていることはもとより、市の基幹産業である観光業や観光関連業等、市民生活はもとより、市内経済、市内産業に対する影響は深刻であり、これまで経験したことのないような状況となっております。

この影響により、観光関連業や飲食業等に従事している方や事業者等には、生活に直結する収入が大きく減少している状況であります。この感染症が終息するまでの間、さらに終息したとしても、しばらくの間は、勝浦市経済の回復は望めないと思います。

さらには、夏季の観光をはじめ、今後の観光関連産業、漁業、農業、商業等あらゆる事業者の先行きと市民生活にとっては、大きな不安が今後も継続していくものと思われれます。

今こそ、全議員が一団となって、新型コロナウイルス対策と、そして勝浦市民への支援の姿勢を示すことが、大変重要であると思います。

先ほど来、質疑や討論の中では、10年前、平成23年に1割削減をした。そこから、勝浦市議会の議員報酬は、ずっと1割削減の状況だというふうなことがあります。これは全くもって、間違いであります。

先ほど、発議者の答弁があったとおり、平成23年の1割削減は、そのときに恒久的にしたものであり、現在の我々に与えられている報酬額は、基本28万8,000円であります。

また、30年10月のベースアップの答申にしても、これをその当時の皆さんは、今この場にいるほとんどの皆さんです。なぜこれが発議案として出されなかったのか。先ほど、寺尾発議者からも、その旨のことは話ありましたが、やはり、これからの我々の議会活動を踏まえたときには、今回提案している一定期間、一定期間の議員報酬を削減することによって、市内経済にも市民にも、与える影響は大きいと考えています。

これを恒久的に3割下げるのでありません。10月までの半年間、コロナの終息が見えれば、それ以降は継続、当然しないと思います。そういうことにおいて、我々は提案をさせていただいたところでもあります。

昨年6月にも同様な提案をいたしました。残念ながら否決されています。そのときの否決に対して、賛成が2人ということでありましたが、今もなお続く新型コロナ蔓延に起因する経済状況や所得の減少は深刻であることから、改めて、6か月間の一定期間、我々は議員報酬を削減することによって、市民への議会としての対応を明確に示すべきときであると考えています。

以上、申し上げた理由により、提案された条例制定案に賛成を表明いたします。

○議長（黒川民雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、発議案第1号 議会の議員の議員報酬の減額に関する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（黒川民雄君） 挙手少数であります。よって、発議案第1号は、否決されました。

報 告

○議長（黒川民雄君） 日程第5、報告であります。

報告第1号 専決処分の不承認に伴う措置について、市長の報告を求めます。土屋市長。

〔市長 土屋 元君登壇〕

○市長（土屋 元君） ただいま議題となりました報告第1号 専決処分の不承認に伴う措置について、申し上げます。

本件は、専決処分が不承認となった令和2年度勝浦市一般会計補正予算（第12号）について、地方自治法第179条第4項の規定により、これを議会に報告するものであります。

今回の専決処分の不承認につきましては、市長といたしまして大変重く受け止め、今後、補正予算の編成する際には、できる限り臨時会を招集し、十分、御審議いただくよう努める次第でございます。

また、法令遵守はもとより、適正な事務執行に努め、市民の皆様の信頼の維持を図りながら、鋭意努力してまいる所存でございます。

議員の皆様におかれましては、引き続き市政への御理解と御協力を心よりお願い申し上げます。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

○議長（黒川民雄君） これをもって、報告を終わります。

閉 会

○議長（黒川民雄君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

た。

これをもって、令和3年3月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午後2時36分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 議案第3号～議案第21号、陳情第1号の総括審議
1. 諮問第1号の総括審議
1. 発議案第1号の総括審議
1. 報告第1号の報告

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

令和 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員